いて、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（組合又は連合会の利用者に関する特別の非公開情報の取扱い）

第十二条の四　［略］

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［略］

2　［略］

3　法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

［一～一の四　略］

一の五　特定信用事業電子決済等代行業（法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

［二～十五　略］

4　法第八十七条の三第二項第二号（法第百条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする（組合のために行う場合を含む。）。

［一～二の二　略］

二の三　特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業に係る業務

二の四　［略］

［三～二十八　略］

（許可申請書のその他の添付書類）

第五十条の四　準用銀行法第五十二条の三十七第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～六　略］

いて、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第十二条の四　［同上］

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～一の四　同上］

［号を加える。］

一の五　［同上］

［二～十五　同上］

4　［同上］

［一～二の二　同上］

［号を加える。］

二の三　［同上］

［三～二十八　同上］

（許可申請書のその他の添付書類）

第五十条の四　［同上］

［一～六　同上］

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時における貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。第五十条の三十一の二十九第一号へにおいて同じ。）であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　略］

十四　前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（特定信用事業代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎）

第五十条の六　［略］

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百二十一条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

［一・二　略］

三　特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況、特定信用事業代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ　申請者が個人（二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信

七　法人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八　会計監査人設置会社（会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社をいう。）である場合にあっては、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の同法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

［九～十三　同上］

十四　前各号に掲げるもののほか準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（財産的基礎）

第五十条の六　［同上］

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七　農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百二十一条の二第一項に規定する許可の申請があった場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　申請者が個人（二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う者を除く。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別特定信